

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 3 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601116号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600084号

第1 結論

昭和58年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から昭和60年3月まで

私は、A市役所から母へ国民年金の加入勧奨があったことをきっかけに、昭和60年4月頃に母と一緒に市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行った。そのとき、窓口の職員から、2年分の国民年金保険料については遡って納付することができることと聞き、その国民年金の窓口で請求期間の国民年金保険料を納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者に係るオンライン記録の国民年金被保険者資格処理日から、昭和60年12月頃に払い出されたと推認でき、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、加入手続時点では、請求期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、平成9年3月まで住所に変更がないと陳述していることから、当該記号番号とは別の記号番号が請求者に払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することはできない。

さらに、前述の加入手続時点において、請求期間のうち、昭和58年10月から昭和60年3月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるものの、請求者が納付したとする国民年金保険料の金額は、当該期間の国民年金保険料額と相違している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料をA市役所の国民年金の窓口で納付したと陳述しているが、同市は、過年度納付となる国民年金保険料を市役所の窓口で納付することはできない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601117号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600085号

第1 結論

平成3年*月から平成4年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年*月から平成4年10月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期は覚えていないが、大学生であった請求期間の国民年金保険料について、督促状のようなものが届いたので、16万円から17万円前後を遡って一括して納付した。納付場所ははっきりとは覚えていないがA市かB市の金融機関で、納付時期は平成6年9月の引っ越しの前後だったと思う。国民年金保険料は、当時としては大金であり、まとめて納付したことは一度だけだったので、納付したことをはっきりと覚えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期は覚えていないと陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者のオンライン記録の国民年金被保険者資格の取得処理日及び年金事務所から提出された請求者の記号番号の払出に係る資料から平成6年6月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われたと考えられ、当該加入手続時点では、請求期間のうち、平成4年4月以前の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、納付時期は平成6年9月の引っ越しの前後であり、16万円から17万円前後の国民年金保険料を遡って一括して納付し、このような大金の保険料をまとめて納付したのは一度だけである旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間直後の平成4年11月から平成6年3月までの期間の国民年金保険料が、平成6年12月22日に過年度納付されていることが確認でき、その納付月数は請求期間の月数と一致している上、国民年金保険料も、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと

する金額と概ね一致していることが確認でき、当該納付時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601080号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600381号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。賞与明細書等の資料はないが、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者の請求期間に係る賞与について、賃金台帳等の資料を保有していないため、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、同社が加入するB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与の記録はない旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等の資料を保有していない上、賞与の振込先に係る金融機関の預金口座への照会及び同僚に対する照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1601043 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600382 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 60 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち請求期間①及び B 社に勤務した期間のうち請求期間②に係る厚生年金保険の加入記録がない。厚生年金保険の加入期間を記載した年金手帳の写しを提出するので、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者期間を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、自身の年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録 (1)」欄において、A 社における「被保険者となった日」が昭和 55 年 9 月 10 日と記載されていることから、同社の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、同日であると主張し、当該年金手帳を提出している。

しかしながら、請求者は、上記年金手帳の当該欄については自身が記載したものであると陳述しており、A 社における請求者の雇用保険の資格取得年月日は昭和 55 年 11 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

また、請求者は請求期間①に係る給与明細書等を保有しておらず、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①当時の事業主は死亡していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社において請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち、所在が確認できた 27 人及び請求者が記憶する同僚一人の計 28 人に照会を行い、13 人から回答があり、このうちの 5 人が請求者を記憶しているものの、請求者の入社日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間①における勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、自身の年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録（１）」欄において、Ｂ社における「被保険者でなくなった日」が昭和 60 年 9 月 30 日と記載されていることから、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、同日の翌日である同年 10 月 1 日であると主張し、当該年金手帳を提出している。

しかしながら、請求者は、上記年金手帳の当該欄についても自身が記載したものであると陳述しており、Ｂ社における請求者の雇用保険の離職年月日は昭和 60 年 9 月 20 日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日（離職日の翌日）と符合していることが確認できる。

また、請求者は請求期間②に係る給与明細書等を保有しておらず、Ｂ社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時の事業主は死亡している上、請求期間②当時の取締役は、帳簿等が残っておらず、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、Ｂ社において請求期間②当時の昭和 60 年 9 月及び同年 10 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、所在の確認できた 22 人のうちの 20 人、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録があり、請求者と同様に同社のＣ営業所の勤務者と思われる者 3 人並びに同僚照会の回答から請求期間②当時の経理担当者として名前が挙がった二人の合計 25 人に照会を行い、13 人から回答があったが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間②における勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。